

在豪日本人シングルマザーの離婚後の居住地選択： 日豪両社会の特質とイデオロギーの狭間で

長友, 淳
関西学院大学

<https://doi.org/10.15017/2344477>

出版情報：九州人類学会報. 38, pp.1-20, 2011-07-10. Kyushu Anthropological Association
バージョン：
権利関係：

論文

在豪日本人シングルマザーの離婚後の居住地選択
—日豪両社会の特質とイデオロギーの狭間で—

長友 淳 (関西学院大学)

キーワード：日本人移民、シングルマザー、家父長制、スティグマ、エージェンシー

I. はじめに

オーストラリアは1970年代以降、多文化主義への転換過程において急激な社会変動を経験した。特に1980年代および1990年代の急激なアジア系移民の増加は、国内保守派の反移民運動および国民的な「アジア化論争」に繋がるほどの規模と速度で進んだ。1970年代初頭に1割程度であった全移民受入数に占めるアジア系移民(中東を除く)は、1980年代中頃には4割、1991年には5割を超した[JUPP 2002: 33]。また、1991年から1995年の4年間の移民の出生国別統計では、上位6ヶ国中4ヶ国をアジア諸国(香港、ベトナム、フィリピン、インド)が占めた[ABS 1997]。これらのアジア系移民の急増の結果、1947年時点で0.3%に過ぎなかった人口に占めるアジア系住民(東アジア・南アジア・東南アジアの合計を算出)の割合は、1987年には3.2%、1999年には6.4%に達した[AUSTRALIAN BUREAU OF STATISTICS (ABS) 2001]。

他のアジア系移民に比べると相対的に少ないものの、日本人移民数もこの時期に増加した。外務省[1981-2010]『海外在留邦人統計』によると、1980年の在豪日本人居住者(永住者とビジネスや留学などの長期滞在者¹⁾の合計)は約5,000人に留まっていたが、1990年には15,200人、2001年には38,400人、2005年には53,000人と増加の一途を辿り、2009年時点の在豪日本人数は約71,000人(うち約37,000人は永住者、約34,000人は長期滞在者)に達してい

る。

オーストラリアへ移住する日本人移民の特徴は、移住の動機に見ることができる。先行研究の蓄積は少ないものの、オーストラリアへの日本人移民の大半が「ライフスタイル移民」として捉えられる点は明らかである。ミズカミ[MIZUKAMI 2006]は、在豪日本人に対して行ったオーストラリアの印象に関する調査の中で、温暖な気候などのライフスタイルに関する要素が重要度として高い点を指摘している。サトウ[SATO 2001]は、在豪日本人移民の民族誌的調査に基づき、ライフスタイルを主眼として移住する日本人が割合的に多く、移住後の生活や仕事の日常実践の中で理想と現実のギャップに苦勞する様子を記述している。同様にツクイ[TsUKUI 2007]は、日本人のセミリタイアメント移住者の移住後の日常実践に着目し、いかに彼らが移住前に抱いていた理想と現実のギャップに苦心しているかという点を記述している。長友[2007]は、在豪日本人移民の移住・定住プロセスに関する質的調査をもとに、1990年代以降の日本社会における社会変動によるライフスタイル価値観の変化とオーストラリアへの日本人のライフスタイル移住の関連性を指摘している。またナガトモ[NAGATOMO 2008]は、観光の経験と移住の意思決定の関連性を指摘し、観光の経験によって得たオーストラリアに対するポジティブなイメージが日本社会における日常生活の中で増幅し、移住の意思決定に繋がる点を明らかにしている。以上のように

各研究によって焦点は異なるものの、先行研究においてはライフスタイルが現代のオーストラリアへの日本人移民にとって重要な要素として捉えられる点について一定のコンセンサスがある。

在豪日本人の人口統計は、男女比に特徴が見られる。女性の割合は永住者において64%、長期滞在者において64.3%であり[外務省 2010]、この男女比の差は永住者については国際結婚、長期滞在者については留学やワーキングホリデーにおいて女性の割合が多い点に起因する [NAGATA & NAGATOMO 2007 : 29]。在豪日本人女性の増加に伴い、離婚の増加も日本人コミュニティ内で顕著になっている。現在この点に関する統計は存在しないものの、筆者が2005年から2010年にかけて行った現地日本人コミュニティの参与観察²⁾によると、オーストラリア人と日本人の国際結婚における離婚率はオーストラリア人夫婦の離婚率(約30%)とほぼ同じか、あるいはそれよりも若干低い程度である [ABS 2008]。また、日本人シングルマザーの大半は、離婚後日本に帰国せずにオーストラリアに居住し続けている。本論文は、彼女たちがなぜオーストラリアに残る決断を行ったのかという点を考察する。また、故郷である日本社会と現在の居住地であるオーストラリアの間で帰属意識やアイデンティティの面でいかなる相互作用が見られるかという点について論じる。

本論文は、オーストラリアにおいて日本人移住者および旅行者が最も集中する地域の一つであるクイーンズランド州南東部に居住する日本人シングルマザーに着目する。調査は2005年から2010年にかけて同州ブリスベン、サンシャインコースト、ゴールドコーストの3都市にて実施した日本人移民の移住および定住プロセスの研究 (e.g. NAGATOMO 2008; 2009; NAGATA AND NAGATOMO 2007) の一環で実施した。参与観察は日本人クラブにおける活動や文化交流団体 Japanese Meet-up への参加および

オーストラリア政府観光局における日本人観光客の動向調査業務を通じて行われ、現地の日本人居住者の移住・定住プロセスおよび余暇や仕事およびネットワーキングの日常実践の観察を行った。また、本論文に關係するテーマの研究を目的として、2009年9月から12月にかけて現地在住の日本人シングルマザー11人を対象として半構造化インタビュー³⁾を行った。これらの調査に基づく本論文は、家父長制イデオロギーが残存する日本社会におけるシングルマザーに対するスティグマを巡りどのように在豪日本人シングルマザーが相互作用を示しているかという点を明らかにする。これらの点を論じるにあたり、本論文は初めに理論および研究手法を論じた上で、日本人女性が国際離婚後にオーストラリアに残る理由について考察する。次に彼女たちの帰属意識やアイデンティティおよび日本社会との相互作用について論じる。

II. 理論的視座および研究手法

フェミニズム理論におけるエージェンシー概念は、離婚後ホスト社会に留まる移民女性の状況の研究に関連性を持つ。エージェンシーは個々の主体の行為や意思決定における主体性を示す概念であり、特に社会における言説・知識・実践の蓄積によって構築された社会的状況の拘束性に対する個人の主体的かつ対抗的対応を指す概念である [BUTLER 1990; 1997]。バトラー [BUTLER 1990 : 195] は、エージェンシーについて次のように論じている。

エージェンシーの位置付けをめぐる問題は、「主体」に有効性を認めるかという点に関連する場合が多く、その場合の「主体」とは、交渉する文化領域に先だつ安定的な存在として捉えられている。あるいは仮に主体が文化的に構築されたものとしても、それでもなおその主体はエー

ジェンシーとしての特質、つまり文化的定着をめぐる力がいかに作用しようとも損なわれない自己再帰的な媒体能力として捉えられるエージェンシーとしての性質を持っているのである⁴⁾。

バトラー [BUTLER 1990 ; 1997] は、フーコー [FOUCAULT 1977] やデリダ [DERRIDA 1976] 及びレヴィ=ストロース [LEVI-STRAUSS 1966] 等の成果を踏まえ、ポスト構造主義の視点をジェンダーの社会的構築の研究に援用し、ジェンダーの社会的構築におけるエージェンシーとパフォーマンス性について論じている。バトラー [1990 ; 1997] にとってジェンダーは、ジェンダー規範に基づく言説の蓄積によって社会的に構築されるものとして論じられ、男女という抑圧的な二項対立の下に構成される異性愛規範に基づく日常実践の中で「自然に」演じられる演技行為の繰り返しに繋がるという意味でパフォーマンスと密接な関連があると捉えられている。それゆえバトラー [BUTLER 1990 : 191] は、ジェンダーを固定的で安定的なアイデンティティとして捉える視点を批判するとともに、それを「長い時を経て無意識的に構築され、様式化した行為の反復を通して外部空間に制度化される一種のアイデンティティ」として捉える。

ジェンダーとエージェンシーに関するフェミニズム理論家の視点は、1980年代以降、移民研究においても一定の影響を与えている [WILLIS & YEOH 2000]。マクロレベル (例：プッシュプル理論、社会構造研究) の研究からミクロレベル (例：移民のジェンダー研究、移住プロセスにおける家族の役割) の研究に至るまで、エージェンシー概念はローカル・グローバルのいずれのレベルにおいても個人の行為やネットワークの考察に有益な理論的視座を提供している。例えば オンダグニュ・ソテロ [HONDAGNEU-SOTELO 1994] は、アメリ

カ社会に移住して年数の浅いメキシコ系移民におけるジェンダーの力関係に関する研究を行い、家庭内あるいは社会的ネットワークにおけるジェンダーの力関係が移住後によって変化しうる点を指摘している。この移住後のジェンダー関係の再構築に関するオンダグニュ・ソテロの視点はエージェンシー概念を援用しており、この点は家族や女性に対して所与の固定的な性質や役割を否定する視点や、移住先社会における家族内の力関係の変化や女性が移住後に自立性を進展させるプロセスの指摘に表れている。同様に、マラー [MAHLER 2011] は、ニューヨーク郊外のロングアイランドに居住するエルサルバドル系移民の研究を行う中で、ローカルおよびトランスナショナルなレベルにおけるエージェントとエージェンシーに関する考察を行っている。また、プラット [PRATT 2004] は、フェミニズム理論をカナダ社会におけるフィリピン系労働者に関する実証的研究に応用する中でインフォーマントの日常実践の理論的分析にエージェンシー概念を用いている。

エージェンシー概念は、移民研究における草の根レベルのネットワークの分析あるいは「下からのグローバル化」の研究においても広く応用されている。例えばアパデュライ [APPADURAI 2001 : 16-17] は、下からのグローバル化についてラディカルな視点を示しており、NGO や移民の国境を超えるネットワークの拡大・進展は、国民国家の力を相対的に弱めると論じ、プライズ [PRIES 2001] も同様に、移民の国境を超える草の根レベルのネットワークがトランスナショナルな社会的領域を進展させると指摘する。このような移民におけるエージェンシーの潜在的な力を認知する視点は、「トランスナショナルな国民国家 (transnational nation-state)」の出現について、国民国家が植民地主義における個人の実践によって歴史的に越境的性質を進展させてきたという視点に基づいて論じる

グリック・シラーとフォウロン [GLICK SCHILLER & FOURON 1998: 131] の研究や、ニューヨークに居住するゲイのフィリピン系移民の研究において彼らがアメリカのゲイ・コミュニティの日常実践の様式やスタイルから距離を置く一方で「女っぽさ (effeminacy)」を利用するプロセスの考察にエージェンシー概念を応用するマナランサン [MANALANSAN 2003] などの研究にも見ることができる。

以上のようにエージェンシー概念が移民研究において広く応用されている一方、移民のシングルマザーの研究においては、この視点からの研究の蓄積は非常に乏しい。シングルマザーに関する研究の大半は、「移民」であると同時に「女性」である彼女たちを「社会的弱者」として捉え、その典型的な視点は経済的困難を伴うシングルマザーの生活に関する研究や、社会福祉制度に関する諸問題を考察する研究に見られる。例えばアメリカにおける黒人系・非黒人系双方のシングルマザーについて貧困と社会的支援の欠如について指摘するポラコウ [Polakow 1993] の研究や、日本に居住するフィリピン系のシングルマザーの研究において親子関係について論じる鈴木 [2009] の研究およびボストンにおける低所得母子家庭の貧困に関連する文化的諸要素の研究を行うホロウェイら [HOLLOWAY 1997] の研究などにその例を見ることができる。

シングルマザーの移民女性に関する研究蓄積の欠如は、離婚後の出身社会との関係や感情、離婚後の居住地選択、シングルマザーであることのスティグマに対する相互作用や交渉 (ネゴシエーション) といった研究論点において顕著である。このような学問的背景のもと、本論文はエージェンシー概念を援用し、日本人女性が離婚後に主体的かつ戦略的な意思決定としてオーストラリアに残る決断を行っている点を指摘する。また本論文は、彼女らの戦略的かつ柔軟性に富む一連の選択と社会的実践において、社会における支配的集団と従属的集団

の間の権力関係が逆転している点を示す。

オーストラリアに留まる日本人シングルマザーの先行研究が皆無である点を考慮すると、この論点の研究には人類学および質的社会学の質的調査が最も適切と考えられる。メイソン [MASON 1996: 4] によると、質的研究は社会がいかに関係・理解・経験・生産されているかという視点に重点を置く「解釈主義派」の立場に立ち、データが生み出される社会的コンテクストに対して柔軟かつ鋭い視点でデータの一般化を行う方法論に基づいている。他の社会科学の研究方法に比べ、質的研究は調査対象の社会的コンテクストに則した研究が可能という利点がある [PAYNE & WILLIAMS 2005; SILVERMAN 1993]。これらの視点に基づき、本研究は在豪日本人シングルマザーに関する文脈的かつ実証的なインタビュー・データの収集を行った。フィールドワークは、豪州内の日本人の2割以上が居住するクイーンズランド州の南東部 (ブリスベン・ゴールドコースト・サンシャインコーストの3都市) にて実施した。関連研究において実施した現地日本人社会における5年間の参与観察の後、2009年9月から同年12月にかけて11人の日本人シングルマザー (オーストラリア人男性と離婚し子供を育てている日本人女性) に対する半構造化インタビューを実施した。インフォーマントはスノーボール・サンプリング (各インフォーマントからの紹介に頼る形) によって実施した。11人のインフォーマントの年齢構成は、20歳代1人、30歳代3人、40歳代5人、50歳代2人であり、勤務形態はフルタイム就労者7人、パートタイム就労者3人、無職1人であった。インタビューは日本語で実施し、プライバシー確保のためにインフォーマントが指定する場所にて実施し、研究後の出版・発表に際するプライバシーの確保指針⁵⁾ やインタビュー中断のオプションおよび調査者の連絡先を示したインフォーマーション・シートを事前に提供した。自由回答質問では、主に移住プロセス、移

住後の生活、オーストラリアおよび日本社会の印象と両社会におけるライフスタイル、離婚に至る過程、離婚後の居住地選択の過程などについて質問し、録音されたテープはテープ起こしを行った。

Ⅲ. オーストラリアに残る理由

離婚やそれに伴う別居は、シングルマザーにとって主に家計や感情面など様々な生活上の変化をもたらす。移民という文化的なコンテクストから移民の立場のシングルマザーは、さらに難しいレベルの社会的周縁化に直面する。また、移民のシングルマザーは出身社会および移住先のホスト社会の双方と様々な社会的相互作用を経験する。それゆえ離婚後の居住地の選択は、直面する生活面の困難を軽減するために重要な意味を持つ。本節では前段でインタビューから明らかになったインフォーマントがあげたオーストラリア残留の意思決定に影響を与えた要素について現象学的に論じ、後段ではそれを日豪双方の社会制度やイデオロギーを踏まえて構造的に考察する。これらの点を考察する中で、彼女らが日豪双方の社会制度やイデオロギーを踏まえて主体的かつ戦略的に選択を行っている点にエージェンシーとしての行為の側面が見られる点を指摘する。

1 オーストラリアに残る現実的理由

(1) 充実した社会制度と就業機会

オーストラリアの社会福祉制度は日本と比較して手厚く、各世帯の収入や子供の数に応じて税額控除給付、保育手当（保育サービス補助）、家賃補助、ひとり親養育補助（毎2週間約4.5万円）など様々な家計支援⁶⁾を提供している。オーストラリアの都市部における物価水準は、日本の都市部とほぼ同じ水準（例：2LDKのマンションの家賃は現地通貨で約1200ドル、日本円で10万円）である。しかし、オーストラリアのシングルマザーは、これらの福祉制度に

よってパートタイム就労者でも比較的容易に子育てと生活を両立することが可能である。オーストラリアでは2005年の時点で、15歳以下の約20%はひとり親世帯に属している（ABS 2005）。一方日本では、児童扶助手当が子供一人当たり月4～5万円が支給されているが、シングルマザーの多くは厳しい家計状況に苦しんでいる。また、元夫からの養育費が支払われないケースも多く、2003年の時点で養育費を元夫から受取っているシングルマザーの割合は34%に留まっている〔EZAWA & FUJIWARA 2005:43〕。日本のシングルマザーの就労率（パートタイム就労を含む）は85%に達し、婚姻女性の平均54%を大きく上回りOECD加盟国の中でも最も高いが、その一方でシングルマザーの平均収入は日本の平均世帯収入の40%にも満たない〔JAPAN INSTITUTE FOR LABOUR POLICY AND TRAINING 2009; FUJIWARA 2008〕。このような日豪両社会におけるシングルマザーの経済状況や社会制度の相違は、在豪日本人シングルマザーにとって非常に重要な意味を持つ。パートタイム就労を行いつつ資格取得を目指して学校に通う30歳代の女性は、オーストラリア社会の印象を語る中で次のように述べている。

オーストラリアの社会福祉制度は本当に素晴らしいと思う。私みたいなペンショナー（ひとり親や年金受給者など）だと、電車やバスだけじゃなくて電気代とかいろんな公共料金まで安くなるし。それに働くか、一定期間学校に通っていると、政府から2週間に1回お金がもらえる。これって日本じゃ考えられない。

同様に現在無職の40歳代の女性は次のように語っている。

シングルで子供が3人もいれば、もうそんなに一生懸命働かなくても

在豪日本人シングルマザーの離婚後の居住地選択 (長友)
—日豪両社会の特質とイデオロギーの狭間で—

十分生きていけるもん。だからよく聞く話けど社会保障費をもらうためにわざとシングルのふりをしているオージーってたくさんいるって。

これらの回答は、日豪両社会に対する在豪日本人シングルマザーの一般的かつ典型的印象を反映している。経済的支援の手薄さから日本社会においてシングルマザーは制度的に周縁化されており、2009年の政権交代以降も前年に廃止されていた母子加算（ひとり親の生活保護受給世帯の保護費上乘せ）の再開によって、都市圏の子供1人の世帯の場合、月約2万3000円が支給されるなど、若干の変化は見られるものの、彼女らの家計や社会的状況に大幅な変化は見られない。一方オーストラリアの社会福祉制度は、日本と比較してシングルマザーにとっては非常に手厚く、離婚後の居住地の選択において大きな要素となっている。

在豪日本人シングルマザーにとってオーストラリア社会における就労機会の多様性と比較的安易なワーク・ライフ・バランスは、日本社会のフルタイム就労機会の限定性や低賃金との明確な対称性から、離婚後の居住地選択に重要な意味を持っている。現地日本企業で働く20歳代の女性は次のように述べている。

ここ（オーストラリア）ではライフスタイルが本当にのんびりしていると思います。仮に無職でフラフラしてても誰も何とも言わないし、だいたいみんな仕事を転々としているし、キャリアアップのために仕事辞めて大学院に行く人も多いですよね。日本ではフルタイムで働いて何ぼというところがあって、一回そこ（会社）から離れると、（フルタイム就労に）戻るのは本当に難しい。そんな意味でシングルマザーとしてはオーストラリアはとてもしやすい国だと思います。

パートタイムでツアーガイドとして働く30歳代の女性は次のように述べている。

だいたい日本ってパート（の賃金）が安すぎるんですよ。オーストラリアでは高校生がマックで働いても（時給）15ドルはもらえる。日本だと700円とか、（豪州の）半分。それじゃ子育てとか（日本では）無理。風俗で働くシングルマザーが多いっていうのも分かる（気がする）。

看護師として病院に勤務する40歳代の女性はオーストラリアの労働条件について次のように語っている。

この仕事に就くまでは本当に大変だったけど、いざなってみると仕事としては恵まれているなあと思います。看護婦と他のスタッフでしっかりと仕事の役割分担と責任の範囲の区切りが決まっています。ここで仕事がある以上は日本には帰ろうとも思わない。

調査においてはオーストラリア社会の印象として、就労・非就労に関わらずインフォーマントのほぼ全員がオーストラリアの住みやすさや居心地の良さに言及した。仕事に就いている者にとってオーストラリアに離婚後に残る選択は、安定的な就労機会や家計の安定の上で現実的な選択である。一方、非就労の状態にあるシングルマザーにとってもオーストラリアの手厚い社会福祉制度と流動的な労働市場やキャリア選択の柔軟性は、オーストラリアの居心地の良さに繋がり、結果的にオーストラリアに残る決断に関連性を持っている。オーストラリア社会では、グリムショーとマーフィー [GRIMSHAW & MURPHY 2005] が指摘するように、近代化の過程において母性と賃金労働が結び付けられてきたため、結果的に20世紀を通じて女性の社会進出が進む

とともに、家父長制規範との様々な社会的相互作用を経て手厚い社会保障や労働条件の改善が進展してきた。一部の在豪日本人シングルマザーにとって、これらのフェミニズム運動の歴史の結果としての女性と労働をめぐる相対的に恵まれているシングルマザーの社会的状況は、「利用」すべき存在となっている。オーストラリアの社会保障制度に「守られている」存在のシングルマザーが、その社会状況と制度を戦略的に⁷⁾「利用」しているという点で、エージェンシーとしての性格を見ることができる。このような視点は、「国家」と「脆弱なシングルマザー」という二者の力関係に関する従来の一般的見解を覆すものであり、「国家フェミニズム (state feminism)」に関するフェミニズム理論にも関連性を持つ。例えばチャペル [CHAPPELL 2002] は、フェミニズム運動と国家の相互作用についてオーストラリアとカナダにおけるフェミニズム運動家の関わりを研究する中で論じている。国民国家が家父長制的であり女性に対して抑圧的であるとする従来の見解を否定する議論を進める中でチャペル [CHAPPELL 2002: 3] は、フェミニズム運動と国家との相互作用は、むしろ「動的で相互構成的」であると指摘している。上に示した一連のインタビュー・データは、まさに日本人シングルマザーが制度化された女性の「脆弱性」を、その社会制度の利点を享受することによって動的に「利用」している点を示していると言える。

(2) 子供と父親の関係

離婚後の子供をめぐる問題は、離婚した男女あるいは離婚を検討中の夫婦にとって最も複雑な側面の一つである。在豪日本人シングルマザーにとって、子供の福利はオーストラリアに残る決定において主要な理由の一つとなっている。特に子供と父親の交流機会の確保とオーストラリアで育った子供の言語やアイデンティティの問題への対処の2点は、調査を通してインフォーマ

ントの関心が高い項目であった。看護師として勤務する40歳代の女性は次のように述べている。

正直な気持ちとしては、やっぱり日本には帰りたいんです。でも現実的な問題がたくさんあって、特に子供に関して何ですけど、そのせいでなかなか帰れないんですよ。娘はオーストラリアで育っているわけですし、娘にとってはオーストラリアが故郷なんです。家では変な話ですけど、英語で(娘と)話していません。私にとっては、今日本に帰るという事が娘にとって良い選択かどうかは分かりません。

この回答は、在豪日本人シングルマザーのインフォーマントの間で見られた典型的な語りの一例である。子供を日本に連れて帰る決断は、オーストラリアで育った子供にとって急激な環境変化への対応を余儀なくされるため、多くの母親にとって回避する傾向が見られる。特に子供の言語の問題は、調査を通して多くの母親が懸念材料として指摘し、オーストラリアに留まる要因の一つとして考えられる。

在豪日本人シングルマザーの大半は、離婚後の子供と父親の関係に注意を払い、子供と父親の接触機会を確保する努力を行っている。この点は離婚後に片方の親との関係や接触機会が希薄化する日本社会の傾向とは対照的である。厚生労働省 [2010] によると、日本社会では離婚した夫婦のうち70%は母親が親権を獲得し、父親が親権を保持する例は20%以下である。このような状況のもと在豪日本人シングルマザーの多くは、オーストラリア社会の離婚後の親子関係に関する社会的実践の様式への適応を示している。現在無職の40歳代の女性は次のように述べる。

よくオーストラリアの教育って良

いとみんな (日本人居住者は) 言うけど、私はできれば娘を何年か日本の学校に入れたいと思ってるんだよね、彼女の教育のために。もちろんその後はオーストラリアに戻りたいって思っているけど。(中略) 日本に住むことで娘を父親から引き離すのも難しいと思うし、子供にとって父親とのコミュニケーションって成長のためには大事なことと思う。

インフォーマントの間では子供の精神的な成長には父親との接触が重要であるという共通認識が存在し、インフォーマントの全員が、離婚後も子供と父親の接触機会を確保していた。しかし、子供と父親の接触を保持する努力が、逆説的に子供の感情面に複雑な影響を与えている事例も存在した。下記インタビュー・データの日本企業に勤務する 40 歳代の女性にとって別居後の子供の感情面の問題は、元夫が近所に住居を構えたため、複雑化することはないものだと予期していた。しかし、現実には逆に子供は頻繁に会える父親が別居している現実を父親が家を去る度に感じる事となる。

この前、娘が静かに自分の部屋で泣いているのを見たんだけど、それで「何で泣いているの？」と聞いたら、娘は何て言ったと思う？「お母さん、泣けるだけ泣いて涙を出すようにしてたの。だって涙が全部出てしまったら泣けなくなるでしょ。そうなるように泣いていたの」って。私、それを聞いた時にどれだけ娘を悲しませて寂しい思いをさせてたのかって感じた。

パートタイム労働で2つの仕事を掛け持ちする 40 歳代の女性は、離婚の経験および元夫と子供の間を語る中で複雑な心中を次のように述べている。

息子は週末とホリデーの度に彼(元夫)の所に行くんだけど、というか行く契約を結んでいるんだけど、そこに行けば彼の新しい彼女、かつての不倫相手がそこにいるわけよ。父親に会うってことが大事ってことは私も分かっているけど、彼女がそこにいるという状況が息子にとって良い事、正しい事なのかは分からない。オーストラリアでは離婚は本当に普通の事だけど、やっぱり自分の息子と父親を見ていると(オーストラリアの離婚後の親子関係は)何か違うなって思う。

一般的見解として、家庭内暴力などの事情が存在する場合を除き、離婚後に両親との関係が継続する状況は望ましいとする社会的なコンセンサスは日豪双方の社会において存在する。しかし上記の2つの事例は、離婚後の両親との接触の確保が子供の感情面の問題として逆説的な結果を生む可能性を示していると言えよう。

日本は国際離婚後の子供と親の権利と接触の確保を保証するハーグ条約に未加盟のため、離婚後に日本人親が子供を永住目的で日本に連れ帰った場合、子供をオーストラリアに戻すことは難しい。そのため、オーストラリア人の元配偶者が元妻の日本人女性に帰国しないよう圧力(後出)を加える事例も存在する。調査においては11人のインフォーマントのうち1名が、実際に元夫から日本に帰国しないよう圧力を受けていた。公民権に関する国家の政策は、移民女性とりわけシングルマザーの移民女性にとって重要な意味を持つてくる。この移民の公民権と国家をめぐる相互作用に関しては、先行研究が複数存在し、例えばスタシウリスとベイカン [STASIULIS & BAKAN 2003] は、カナダにおけるフィリピンおよび西インド諸島出身の移民女性をめぐる公民権の問題に影響を与えている経済的・政治的・社会的要素の複雑な相互作用について

て論じている。またフェミニズム研究者ら [e.g. LISTER 1997 ; DALE & FOSTER 1986 ; GORDON 1990] は、公民権と女性の権利について個人と社会制度の相互作用のもとに交渉 (ネゴシエート) され、時に国家と女性の二者の権力関係が逆転するものとして論じる傾向にある。実際に元夫からの圧力を受けている下記の 30 歳代の女性のインタビュー・データは、制度との相互作用において苦しむ元夫と元妻の現実を示している。

彼 (元夫) は父親としてはすごく良い人だと思うけど、私がホリデーで日本に行こうとするだけで、物凄く剣幕で止めると言うてくるの。2週間、正月に帰ろうとするのもダメって。彼にとっては絶対ダメって。怒鳴り散らしながら、もしも私が日本に帰ったら法的手段、訴えてやるって。たぶん一回日本に帰ってしまえば娘を失うって思ってるのかもね。

この事例は親権をめぐる国家間の制度的相違がいかに関個人に影響を与えるかという点を示している。日本社会においてハーグ条約への加盟を進める政治的動向が一部に見られるものの、この事例に見られるような問題が将来的に解決に向かうかは今後の注視を必要とする。

在豪日本人シングルマザーにとってオーストラリアに離婚後に残る選択は、社会福祉制度や子供の言語やアイデンティティの問題の考慮から現実的かつ理想的な選択として一般化している。一部には両親の離婚によって子供が感情面の問題に苦しむ事例や元夫から帰国を阻害する圧力を受ける事例も存在する。元夫からの圧力は、離婚後も家父長制イデオロギー的な圧力を元妻に与える事を意味し、法的手段の行使を仄めかす脅迫と圧力は、社会的立場として脆弱な移民の立場のシングルマザーに向けた一種の暴力の形態と捉えることが可能である。

オーストラリアの各種の法律は、1975 年の家族法 (Family Law Act) 及びその後の改正作業の継続に見られるようにシングルマザーとその子供の権利を守る方針を徹底させてきた。オーストラリア国籍の元夫はこれらの自国の法律を利用して権力を行使し、その結果として日本人のシングルマザーはその圧力を沈黙の下に引受けざるを得ない状況に陥る。アストー [ASTOR 1995] が暴力の本質として女性の「沈黙」を指摘するように、仮に離婚によって直接的な虐待的行為から逃れたとしても、彼女たちは子供の存在を通して継続的かつ沈黙的に元夫との力関係を引受けていると言えよう。

2 逃避としてのオーストラリア残留

(1) 家父長制的イデオロギーとスティグマとの相互作用

一般的に日本社会には家父長制的イデオロギーが残存すると言われている [上野 1998]。西洋先進諸国に存在すると捉えられているジェンダーをめぐる平等性が日本社会には欠けるものの、日本社会では 1985 年の女性差別撤廃条約の批准を契機として 1980 年代後半以降フェミニズム運動の進展が見られ、1985 年の男女雇用機会均等法および 1997 年の改正男女雇用機会均等法の成立に至った。これらの社会的背景のもと、日本企業は 1990 年代を通して雇用形態や雇用慣行の改善を進め、ジェンダー均等に配慮するようになった。しかし職場の日常的な社会的相互作用のレベルでは、男女間の力関係は急激に変化を遂げることはなかった。本節は、在豪日本人シングルマザーが日本社会での過去の生活経験をもとに得た日本社会に対するイメージおよび日本社会の家父長制的イデオロギーやシングルマザーに対するスティグマが、いかに彼女らの離婚後の居住国の選択に影響を与えているかという点について論じる。

調査では 11 人のインフォーマント全員が日本での就労を過去に経験していたが、日本の職場環境の印象としてネガティブな

印象を持つ者が大半を占めた。そのイメージの構成要素としては、仕事中心のライフスタイルやフルタイム就労を前提とした雇用制度および日本の家父長制的イデオロギーなどの要素が顕著であった。多くのインフォーマントが前節で述べたような現実的な要素をオーストラリアに残留する理由として指摘する一方で、日本の企業社会に対するネガティブな印象の意思決定への間接的影響も見られた。家父長制的権力は、雇用制度の公的・正式な形態よりもむしろ私的かつミクロな日常実践に深く埋め込まれている。日本企業の大半は1990年代に雇用制度上のジェンダー差別を撤廃したように見えるが、家父長制的社会の「倫理」は就労者に作用し続けている。40歳代の女性は日本での会社員経験を振り返る中で次のように語っている。

日本では(女性が)男並みに働くというのはとても無理だと思います。だってサービス残業とか休日出勤は無理がありますし、だいたい日本では会社のために働くっていう、企業戦士みたいな形を期待されているので。そんなの子育てしながらの女性じゃ無理です。こっちで学校の先生をすればスクールホリデー中は先生もホリデーのわけですけど、日本だとそんなの関係なく働かないといけない、だから無理だと思います。

日本における大企業での就労経験を振り返りながら、現在社会福祉関係の仕事に就いている40歳代の女性は次のように述べている。

日本の会社社会って、男社会ってよく言われるけど、私はそうは思わない。私、昔はいわゆるOLだったんだけど、もう周りはみんなOL。もう典型的な女社会なのよ。一人40代のお局さんみたいな人がいて幅を

利かせてて。みんなで陰口とか噂話ばかりしてドロドロした世界だったわね。

この事例は日本の企業社会の男性中心性が逆に、周縁部に女性の世界を作り出している点を示している。この周縁部に属する女性従業員にとって女性間の人間関係の複雑さは一種の埋め込まれた権力構造とその実践行為を含むものであった。現在会社員として働く50歳代の女性は次のように述べている。

日本の女性求人って見たことある？平気で「35歳まで」なんて書いてあるのよ。オーストラリアでそんなことしたら大問題よね。未だに履歴書には写真を貼って家族の扶養の義務も書かないといけないし。こういうのを見ると日本の会社ってまだまだ男女とかジェンダーの本当の意味での平等って無いんだなって思えてくる。

上記のインタビュー・データはインフォーマントが日本社会での就労経験を語る中で見られた典型的な語りである。これらのインタビュー・データは、90年代に進んだ日本社会におけるジェンダーに配慮した雇用システムが、依然としてフルタイム就労を行う男性中心のものである点を示している。この日本の企業社会に残存する家父長制的状況について杉本[1997; 1999]の研究は関連性を持つ。杉本[1997; 1999]は、1980年代後半以降の新しい雇用制度について、男性がフルタイム就労を行う一方で女性は家事あるいは専門性のないパートタイム労働を行うという認識に基づく一種の家父長制的モデルに依然として依拠している点を指摘する。ジェンダー均等を求める女性は男性並みに働くべきとする男性就労者側の論理による女性解放は、困難を伴うものであり、この点はデルフィ[DELPHY

1984] がジェンダーについて男性と女性の二項対立を指すのではなく差別化の実践を示すと指摘する点にも関連する。

在豪シングルマザーのインフォーマントの多くは、日本での就労経験から日本の企業社会における女性の雇用条件や生活環境についてネガティブな印象を持っていた。この日本の企業社会におけるジェンダーに起因する要素が、離婚後の居住地選択に直接的な影響を持った事例は本研究では存在しなかったが、間接的な影響を示す事例は見られた。これらの間接的要素の多くは結婚後の再就職や子育てと仕事の両立の困難性に関連していた。40歳代の女性は次のように述べる。

結局女性の典型的な生き方とか理想的な生き方っていうのは変わっていないんだと思う。キャリアウーマンになるか、主婦になるか、人生のどこかでこの二つから選ばないといけない。最近は、もっと若い人の間で選択肢が増えているっていうのは知っているけど、やっぱり子供がいたら(両立は)難しいと思う。こっち(オーストラリア)では、フルタイムもパートも、その間のカジュアルも、選択肢はいっぱいあって、どれを選んだからって変なプレッシャーみたいなのは感じなくていいし。このオージーの生き方に対する自由で気楽な感じって私はすごく好き。

オーストラリアのライフスタイルの利点を語る中でパートタイム就労を行う40歳代の女性は次のように語っている。

日本のサラリーマンの生活って、昼間に家にずっといる主婦を前提としている気がする。一生懸命働いて夜遅く帰ってくる、それなら誰が子供を幼稚園に迎えに行く？誰が旦那のご飯作る？結局、女(主婦)でし

よ。オーストラリアでは女性に対してそんな役割の理想像みたいなものがないしね。といっても私の旦那は家事を押し付けていたけど、周りのオージーは全然そうじゃないよね。

ジェンダー役割をめぐる日豪社会の文化的相違は大きい。上記の二例は、日本社会に対するネガティブな印象とオーストラリア社会に対するポジティブな印象が、それぞれ対比的に表れている。調査を通してオーストラリア社会の気楽さとジェンダーの均等性は、オーストラリアの利点として捉えられる傾向が強く見られる一方、離婚の理由としては多くのインフォーマントが元夫の家事への非協力を挙げた。典型的な事例として、日本人妻がオーストラリア人の夫に対して家族思いで家事を手伝う「オーストラリア人らしい夫」である期待する一方で、夫が妻に対して「日本人らしい妻」(家族中心・性的に従順・子育てに励む良妻)であることを期待することで摩擦が生じていたケースが目立った。この文化間の不一致は日本人妻にとって、オーストラリアでの結婚生活の経験の中で、ますます自由とジェンダー均等性の意義を意識させることとなる。デルフィ [DELPHY 1984: 18] は、家父長制について、性および「家内生産様式」の基盤における権力とヒエラルキーに特徴づけられる権力の従属関係のシステムであると指摘し、家庭内労働が「生産的」なものであるにも関わらず無報酬で「主婦」によってなされていると述べる。オーストラリア人夫の日本人妻に対するジェンダー役割への期待は、彼らの心情内における家父長制の存在を示す。それは、配偶者に対して「オーストラリア人らしい夫」を期待していた日本人妻にとって、根深い家父長制価値観の表出を国際結婚の場でも目の当たりにすることを意味し、結果的に配偶者に対する失望と心理的摩擦に繋がることとなる。

日本社会においてシングルマザーは、結

在豪日本人シングルマザーの離婚後の居住地選択 (長友)
—日豪両社会の特質とイデオロギーの狭間で—

婚に「失敗」した者としての社会的ステイグマに直面し、経済的・社会的に困難な状況への対応を迫られる。本調査のインフォーマントの間では、日本の家父長制的性質とシングルマザーであることの社会的ステイグマから距離を置くことを主体的に選択している側面が多く、事例で見られた。看護師として勤務する40歳代の女性は、自身の離婚とオーストラリアに残った決断について次のように述べる。

離婚の話合いをやってる中で、別れた後どこに住もうかなって(考えたんです)。その時考えたのが、オーストラリアなら、というかオーストラリアの方が、何とかやっていけるんじゃないかって。日本にいる友達みんな帰ってきなよって言ってくれたんだけど、日本のシングルマザーってみんな貧乏で苦しいってイメージがあったし、ちゃんとした(フルタイムの)仕事を得るのはまず無理って思ったし。もし(日本で)仕事が見つかったとしても単純なパートぐらいしかね。

この事例は、離婚後の居住地選択の質問に対する回答としてインフォーマントの間で見られた典型的な語りの一例である。オーストラリアの手厚い社会福祉制度は、国際離婚を経験した日本人女性の多くにとってオーストラリア残留の選択に直接的要素として作用している。しかし一方で、上記の事例に見られるように彼女らは、日本社会におけるシングルマザーの厳しい経済状況とステイグマの存在も強く認識している。ここに社会保障をめぐる現実的判断とシングルマザーをめぐる社会的状況をもとにオーストラリアに残る意思決定が戦略的に行われているのである。この点は、社会的弱者としての移民女性の立場を「利用」し、日本社会に帰らない選択を行うことで社会福祉制度の利点を最大限活用している在豪

日本人シングルマザーの主体的行為を示していると言える。仮に日本社会に戻れば経済的・社会的困難が待ち受けているため、彼女らのオーストラリアへの残留は起こりうる社会的周縁化への一種の対抗措置と捉えることが可能である。つまり、「脆弱」なシングルマザーとしての社会的立場の日本人シングルマザーが、彼女達および子供を「救済」するための社会福祉制度を「流用」している点で、権力関係の逆転⁸⁾を指摘することが可能である。また同時に、移民の立場の日本人シングルマザーが、ジェンダー均等性雇用機会の均等や出産・子育てに関する様々な女性の権利に関する戦後のオーストラリアのフェミニズム運動の社会的成果 [SIMMS 1994 ; CURTHOYS 1994 ; MURDOLO 1996]をも自らの実践を通して共有・利用している点を指摘することができる。

離婚後にオーストラリアに留まる主体的選択における重要な要素として、日本社会の家父長制的拘束性からの逃避を指摘することができる。インフォーマントの多くはオーストラリア社会について日本社会に比べてジェンダー役割の固定性が緩い点を指摘した。パートタイムのツアーガイドの仕事に就く30歳代の女性は仕事について語る中で次のように述べている。

オーストラリアではカジュアルの仕事でもパートタイムの仕事でも、どんな仕事で生計を立てていても、全然問題にならないのよね。そういう生き方をしても、誰も何とも言っていないし、それ(自分の社会的立場)を気にする必要もない。でも日本で主婦でもないのにそういう生き方をしたら一人前とは見られないし。最近、親子留学って流行ってよくこっちでも見るけど、あれって単に日本から逃げてる主婦って感じしかないよね。(中略)オーストラリアって本当に気楽。こうあるべ

在豪日本人シングルマザーの離婚後の居住地選択 (長友)
— 日豪両社会の特質とイデオロギーの狭間で —

きだっという決まった生き方みたいなものがないし、そのプレッシャーがないのは本当に楽。

同様に日本で会社員経験のある 40 歳代の女性は次のように述べている。

日本ではメインの仕事は男、何年も同じ会社でフルタイム（就労）で働いてきた男がやってるから、結婚とか子育てで離れた女性がそんな仕事をやれるかって言ったら無理なんだよね、結局。結局女性の人生って、結婚、出産、子育て、離婚に左右されるんだよね。その変化を受け入れられる柔軟性みたいなものも女性の良いところだと思うんだけど、自分がこうやってオーストラリアにいるのも、そんな柔軟性の結果みたいなものかも知れないしね。ここに残らないといけなかったというのと、ここに単に居たかったというのと両方あるのかも知れない。

日本語教師の 50 歳代の女性は、現在の生活について述べる中で次のように語っている。

今はとっても自由に感じるのよね。離婚はしたけど仕事は楽しいし、オーストラリアを離れようなんてことは全然考えられない。日本でサラリーマンの妻をやって、年賀状をこんなに沢山書いたり、いろんな役割を演じないといけないなんて、絶対考えられないわよね。

これらの事例は、日本人シングルマザーが、オーストラリアに残ることで日本社会における良妻賢母的な理想的妻像や家父長制的イデオロギーからの一種の解放感を感じている点を示している。彼女らの主体的かつ戦略的な選択には、エージェンシーと

しての性質を見る事が可能であり、オーストラリアへの残留は出身社会の社会的拘束性からの主体的逃避として捉えられる。日本社会は近代化の過程を通して女性を私的領域に追い込み、ジェンダー均等性は理想とは程遠いが [MACKIE 2003]、オーストラリア社会は 1970 年代のフェミニズム運動が男女平等の同一賃金や子育て支援や医療関係の国家政策に実際に影響を与えたと述べるカートイズ [CURTHOYS 1994 : 16-17] の指摘のように、国家的家父長制 (state patriarchy) とフェミニズムの相互作用が日本社会に比べて活発であり、その結果として女性の地位向上が進んでいる。オーストラリア社会にも依然としてジェンダー化された分業は見られるものの [BAXTER 1998]、オーストラリアと日本のジェンダー問題をめぐる様々なレベルの相対的相違は、日本人シングルマザーがオーストラリアに残留する要因と密接な関連があると考えられる。

(2) 帰属意識とアイデンティティ

現代の移民研究においてトランスナショナルリズム理論は、国境を超えるネットワークや関係性の構築と維持を研究する上で密接な関連性を持っており [GLICK SCHILLER et al. 1992 ; KEARNEY 1995 ; HANNERZ 1996]、移民の多元的帰属意識に関する理論において広く受け入れられている。オーストラリアにおける日本人シングルマザーにおいても、二国間に跨る帰属意識の保有という点でトランスナショナルリズムの視座は応用可能である。しかし一方でインフォーマントの多くは、出身社会である日本社会についてネガティブな印象を持ちつつも依然として日本人としての自意識を持ち続けている者が大半を占めた。「日本とはあなたにとって何ですか？」という質問に対して最も多かった回答は「故郷」であり、「両親が暮らす場所」であり、「帰る必要性が生じた場合は帰れる場所」として日本を位置付ける回答が多かった。しか

し長期的視点においては、柔軟な姿勢を示すインフォーマントが大半を占め、特に両親の死後に関する回答ではその姿勢が顕著であった。パートタイム就労を行う 30 歳代の女性は次のように述べる。

日本は故郷だし、帰る必要があればいつでも帰ろうと思っているけど、それは親が介護の必要な状態になった時とか、自分の助けが必要になった場合だと思う。

同様に看護師の 40 歳代の女性も次のように述べる。

私のお母さんってもう 70 過ぎなんだけど、スカイプ使えるのよ。ある意味、オーストラリアに住むのって、日本の中の実家から離れた所に住むのと一緒なのかもね。実際にオーストラリアに一生住もうと決めているわけじゃないけど、今のところは、仕事とかソーシャルセキュリティとか子供のことを考えると、ここにいるのが良いんじゃないかって (思っています)。

在豪日本人シングルマザーにとって日本に居住する親の存在は、日本を故郷あるいは帰れる場所として認識させる大きな要素の一つである。現代の移民研究の理論的動向から見れば日本人シングルマザーは、多元的帰属意識を持つ「越境的移民 (transmigrant)」[GLICK SCHILLER et al. 1992] として捉えられる。しかし、一方で移住先の社会制度を「流用」している主体的なエージェントとしての姿としても捉えることが可能である。この視点は、彼女らの多元的な帰属意識が、オーストラリアへの残留と日本への帰国の選択肢の利点・不利点を考慮して主体的で戦略的かつ柔軟性に満ちた選択に基づいたものである点を示している。日本への帰国は、経済的困難や

日本社会におけるスティグマへの対処に直面することを意味する。それゆえ離婚後のオーストラリアへの残留は、就労機会や社会保障の利点から戦略的な選択となるのである。

この柔軟で戦略的な帰属意識は、オーストラリア市民権の取得に対する姿勢や将来の展望に関するインタビュー・データにも表れている。11 人のインフォーマントのうちオーストラリア市民権を取得している者は皆無であった。調査を通じて明らかになった最も一般的な理由は、オーストラリアでは市民権と永住権の違いがほとんど存在しない点、日本への最終的な帰国を決断した場合の日本人としての法的権利の確保、日本人としてのアイデンティティの証明の 3 点である。これらの点は、社会における女性の地位や立場に関する複数の論点への考察を必要とする。例えば市民権と女性の生き方の関係についてはフェミニズム研究家の批判対象であり、ジョーンズ [JONES 1990] は市民権の概念が女性と女性の労働を阻害すると指摘する。市民権の概念はジェンダー化されており、公的領域で行われる賃金労働に深く関わる一方、女性の労働が一般的に私的領域で行われる家庭内労働を意味するという想定に依拠している [RIMMERMAN 1997 ; LISTER 1997 ; BAXTER 1998 ; BAKER 1999 ; JAMES 1992]。事務職に就く 40 歳代の女性はオーストラリアの市民権について次のように語る。

オーストラリアの市民権と今持っている永住権の違いって、住んでいる感覚ではほとんど無いんですよ。だから市民権を取って (法的に) オーギーになるという必要は (ないんです)。これでもし市民権を取ったとしたら、いろんな意味で日本に住むのが難しくなると (思います)。日本人じゃなくなるわけなので、いろんな法律的な意味で難しくなると。日

本人は日本人なわけだし。

オーストラリアの社会保障制度の受給資格として、市民権と永住権の相違はほとんど存在せず、本調査のインフォーマントが示した唯一の相違点は参政権の有無のみであった。ボニファシオ [BONIFACIO 2005] は、オーストラリアに居住するフィリピン系移民の研究において、オーストラリアの市民権の獲得が職場の人種差別に対抗する手段として自らのアイデンティティ及び差別に対抗する心理面の強化に繋がっている点を指摘する。しかし、本調査の日本人シングルマザーは、このフィリピン系移民と対照的な性格を示している。日本人の事例では、日本が二重国籍を認めないため、日本の市民権の保有は、離婚後もオーストラリアの社会福祉とライフスタイルを享受する一方で出身社会に帰る選択肢をバックアップ・プランとして保持することをも意味する。この一種の「安心感に基づく柔軟性」は、次の40歳代女性のインタビュー・データにも表れている。

万一親が亡くなってしまって（私が）オーストラリアに一生住むと決めれば、市民権まで考えるかもしれないけど、たぶんそれはないと思う。人生で何があるか分からないし、今のところ市民権を必要だと感じることはないから。

この事例は、故郷としての日本と両親の繋がりやオーストラリア市民権に対する彼女自身の見解を表している。離婚後のオーストラリアへの残留は、現実的問題から日本人シングルマザーにとって賢明な選択肢となっている。しかしその一方で、彼女たちにとって日本への帰国という選択肢を保持しておくことも重要性を持っている。日本への帰国が日本社会における就労機会の少なさや社会保障の脆弱さのためにバックアップ・プランとして機能しないと認識し

つつも、実際彼女たちは意図的にオーストラリアの市民権所得を目指さず、自身を日本人として位置付けている。この血統主義的なアイデンティティとオーストラリア残留の主体的選択の間の逆説的な関係は、移民のシングルマザーという社会的立場の複雑性の表れとして捉えられる。さらにフェミニズムの視点から見ると、在豪日本人シングルマザーの事例は、エージェンシー概念とも密接な関連性を持つ。日本の家父長制的風潮は、離婚後の最終的な帰国を阻む要因となっている一方で、オーストラリアの相対的なジェンダー均等性と手厚い社会保障制度は、彼女らにとって肯定的な要素となっている。これらの両社会の間で日本人シングルマザーは、オーストラリアの社会保障の利点を享受する一方で、日本社会の家父長制とスティグマからは主体的に逃避している。このエージェンシーの性格と様式は、社会的および構造的拘束性の狭間で相互作用を経ている移民の女性を研究する上で有益な視点を提供していると言える。

IV. 結論

本論文は、離婚後もオーストラリアに居住する日本人シングルマザーについて考察した。本論文では第一に現実的要因が残留の意思決定に影響を持っている点を指摘した。現実的要因として、オーストラリアの手厚い社会保障制度や移民のシングルマザーという社会的立場の女性でも就労機会を得ることができる柔軟な労働市場が重要な要素である点を示し、日本の企業社会の風潮に対する否定的な印象や日本社会全般におけるジェンダー均等性の欠如が間接的要因として顕著である点を指摘した。また、日本の家父長制的な拘束性とシングルマザーに対する社会的スティグマから逃れる手段として離婚後に主体的にオーストラリアに留まっている傾向も明らかにした。

オーストラリアにおける日本人シングル

マザーは、日豪双方の社会に対する帰属意識を持っている。しかしそれは、子供と暮らすための居住地を戦略的かつ柔軟に選択した結果としての帰属意識である。フェミニズムの視点から見れば、日本人シングルマザーはオーストラリアの女性運動によって獲得されてきた社会的権利や社会保障制度を「流用」している点でエージェンシーの特徴を見せている。オーストラリアの社会制度の「流用」と日本社会の家父長制とスティグマからの「逃避」をめぐる彼女達の日常実践は、日本の男性中心社会における主流とシングルマザー、あるいはホスト社会と出身社会の両者の社会における権力関係の相互作用の複雑性を示している。グローバル化の進展とともに国際結婚およびそれによる移民が増加している現代において、国際離婚は増加し、より複雑化するものと考えられる。本論文が示した日豪両社会の社会制度やイデオロギーの狭間で見られた日本人シングルマザーのエージェンシー性の視点は、社会的弱者として捉えられることの多い移民女性の研究にとって有意義な視点を提供していると言えよう。

附記

本論文は NAGATOMO, J. (forthcoming) *Japanese Single Mothers in Australia : Negotiation with Patriarchal Ideology and Stigma in Homeland*. In *Feminism and Migration : Cross-cultural Engagements*. BONIFACIO, G. (ed.), chapter 2, Springer. の内容を発展させた上で編集・和訳したものである。本論文の掲載にあたって査読者の2人の先生方に大変有益かつ建設的な助言を頂いた。

註

¹⁾ 長期滞在者とは3カ月以上滞在できるビザを保有する者を指す。この用語は外務省『海外在留邦人統計』にて用いられている用語であり、ワーキングホリデービザ、学生ビザ、ビジネスビザなどの保有者も長期滞在者に含まれる。

- ²⁾ 参与観察は、筆者の PhD 論文 *Migration as Transnational Leisure : The Japanese in Southeast Queensland, Australia* (The University of Queensland) の研究・執筆に伴って実施した。本調査に基づく研究は以下の出版物を含む。NAGATA, Y. and J. NAGATOMO [2007] *Japanese Queenslanders : A History*. Bookpal for School of Languages and Comparative Cultural Studies. ; NAGATOMO, J. [2008] *Globalization, Tourism Development, and Japanese Lifestyle Migration to Australia*. In *Development in Asia : Interdisciplinary, Post-neoliberal, and Transnational Perspectives*. D. NAULT (ed.), pp.215-236. Brown Walker Press. ; 長友淳 [2008] 「脱領土化されたコミュニティー—オーストラリアクイーンズランド州南東部における日本人コミュニティとネットワーク」大谷裕文編『文化のグローカリゼーションを読み解く』, pp.185-204. 弦書房. ; 長友淳 [2008] 「移住する日本人・観光する日本人—観光と移住の地としてのオーストラリア」片山隆裕編『アジアから観る、考える 文化人類学入門』, pp.169-184. ナカニシヤ出版。
- ³⁾ 半構造化インタビューは、事前に準備した質問項目を柔軟にインタビューの流れにそって質問する形式によって実施し、移住前の日本での暮らし、結婚・離婚プロセス、日豪社会の印象などに関する自由回答形式の質問 (open-ended questions) を行った。
- ⁴⁾ 筆者訳。なお訳にあたっては竹村和子訳『ジェンダー・トラブル』青土社の訳語を部分的に踏襲しながら原文のニュアンスに近い訳を行った。
- ⁵⁾ この中には現地日本人学校などでの限定的かつ密接な人間関係を考慮して、個人を特定できない形 (職業・渡豪時期・子供の数・離婚の経緯等に関する個人情報の複合的かつ同時的提示を回避) によって出版・発表を行う点も含んでいる。
- ⁶⁾ 本文中の税額控除給付は Family Tax Benefit の訳語であり子育て費用の支援費用、保育手当 (保育サービス補助) は Child Care Benefit の訳語であり保育サービス補助費、家賃補助

在豪日本人シングルマザーの離婚後の居住地選択 (長友)
— 日豪両社会の特質とイデオロギーの狭間で —

は Rent Assistance の訳語、ひとり親養育補助は Parenting Payment の訳語である。

- 7) ミッシェル・ド・セルトー [1987] は「戦略」と「戦術」の概念を区別し、「戦略」が目標の相手と自らの間の空間的な分割を前提とする概念である一方で、「戦術」が固有の場所の非所有性を前提としている点を指摘する。つまりセルトーが述べる戦術とは、空間や権力構造の中に包摂された主体が行うブリコラージュ的な抵抗を意味している。しかし、一方でフェミニズムにおけるバトラーのジェンダー論や、イリガライやシクスーらの戦略の本質主義論、あるいはカルチュラル・スタディーズにおけるホールやギルロイらのアイデンティティ・ポリティクス論などに見られるように、「戦略」という用語法は、(実際はセルトーが「戦術」と述べる意味での) 被抑圧者によるブリコラージュ的な抵抗を意味する一般的用語としても一定の定着が見られ、本論文はこれらの文脈から戦略という用語を使用している。
- 8) 権力関係の「逆転」や「転覆」をめぐる考察には常に解釈をめぐる主観性の問題や研究者の視点の問題が存在する。例えば被支配的な社会集団によるブリコラージュ的な抵抗の戦術によって二項対立的な権力構造と権局関係が転覆されているとする視点も、マクロな視点から個人を取り上げる研究者のポジションから考察すれば、結局のところ構造的な権力関係は逆転していないと解釈される。この点をめぐる解釈の問題は今後の課題として筆者は認識している。

参考文献

上野 千鶴子

1998 『ナショナリズムとジェンダー』
青土社。

外務省

1981-2010 『海外在留邦人統計』外務省。

厚生労働省

2010 『親権を行う子の数別にみた離婚』
http://www1.mhlw.go.jp/toukei/rikon_8/repo5.html/. (2011年1月10日参照)。

杉本 貴代栄

1997 『女性化する福祉社会』勁草書房。

1999 『ジェンダーで読む福祉社会』

有斐閣。

鈴木 健

2009 「在日フィリピン人シングルマザーと子供たちの「断絶」と「つながり」の連なりに寄り添う」『移民政策研究』1: 124-129。

長友 淳

2007 「90年代日本社会における社会変動とオーストラリアへの日本人移民 — ライフスタイル価値観の変化と移住のつながり —」『オーストラリア研究紀要』33: 177-200。

APPADURAI, A.

2001 Grassroots Globalization and the Research Imagination. In *Globalization*. A. APPADURAI (ed.), pp.1-21. Duke University Press.

ASTOR, H.

1995 The Weight of Silence: Talking about Violence in Family Mediation. In *Public and Private*. M. THORNTON (ed.), pp.176-196. Oxford University Press.

AUSTRALIAN BUREAU OF STATISTICS [ABS].

1997 *Australian Social Trends, 1997*. Australian Bureau of Statistics.

2001 *Year Book Australia, 2001*. Australian Bureau of Statistics.

2008 *Divorces, Australia, 2007*.

Catalogue Number 3307.0.55.001.

www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/3307.0.55.001/. Accessed 4 January 2010.

BAKER, S.

1999 Risking Difference: Reconceptualising the Boundaries between the Public and Private Spheres. In *Women and Public Policy*. S. BAKER and A. VAN DOORNE-HUISKES (eds.), pp.3-34. Ashgate.

BAXTER, J.

1998 Moving toward Equality? Questions

在豪日本人シングルマザーの離婚後の居住地選択 (長友)
—日豪両社会の特質とイデオロギーの狭間で—

- of Change and Equality in Household Work Patterns. In *Gender and Institutions : Welfare, Work and Citizenship*. M. GATENS and A. MACKINNON (eds.), pp.19-37. Cambridge University Press.
- BUTLER, J.
1990 *Gender Trouble*. Routledge. (竹村和子訳 1999『ジェンダー・トラブル』青土社)
1997 *Excitable Speech*. Routledge.
- CHAPPELL, L.
2002 *Gendering Government*. University of British Columbia Press.
- CURTHOYS, A.
1994 Australian Feminism since 1970. In *Australian Women : Contemporary Feminist Thought*. N. GRIEVE and A. BURNS (eds.), pp.14-28. Oxford University Press.
- De CERTEAU, M.
1980 *L'invention du quotidien Vol.1. Art de faire*. Union générale d'éditions. (山田登世子訳 1987『日常の実践のポイエティック』国文社)
- DELPHY, C.
1984 *Close to Home*. Trans. and Edited by D. Leonard. University of Massachusetts Press.
- DERRIDA, J.
1976 *Of Grammatology*. Trans. by G. Spivak. Johns Hopkins University Press.
- EZAWA, A. and C. FUJIWARA
2005 Lone Mothers and Welfare-to-work Policies in Japan and the United States : Towards and Alternative Perspective. *Journal of Sociology and Social Welfare* 32 (4) : 41-63.
- FOUCAULT, M.
1977 *Discipline and Punish : The Birth of the Prison*. Trans. by A. Sheridan. Pantheon.
- FUJIWARA, C.
2008 Single Mothers and Welfare Restructuring in Japan : Gender and class Dimensions of Income and Employment. *The Asia-Pacific Journal : Japan Focus*
<http://www.japanfocus.org/-Fujiwara-Chisa/2623/>. Accessed 1 March 2010.
- GLICK SCHILLER, N., L. BASCH, and C. BLANC-SZANTON (eds.)
1992 *Towards a Transnational Perspective on Migration*. New York Academy of Sciences.
- GLICK SCHILLER, N. and G. FOURON
1998 Transnational Lives and National Identities : The Identity Politics of Haitian Immigrants. In *Transnationalism from Below*. M. SMITH and L. GUARNIZO (eds.), pp.130-164. Transaction Publishers.
- GORDON, L. (ed.)
1990 *Women, the State and Welfare*. University of Wisconsin Press.
- GRIMSHAW, P. and J. MURPHY (eds.)
2005 *Double Shift : Working Mothers and Social Change in Australia*. Circa.
- HANNERZ, U.
1996 *Transnational Connections : Culture, People, Places*. Routledge.
- HOLLOWAY, S., B. FULLER, M. RAMBAUD, and C. EGGERS-PIEROLA
1997 *Through My Own Eyes : Single Mothers and the Cultures of Poverty*. Harvard University Press.
- HONDAGNEU-SOTELO, P.
1994 *Gendered Transitions : Mexican Experiences of Immigration*. University of California Press.
- JAPAN INSTITUTE FOR LABOUR POLICY AND TRAINING (JILPT)
2009 Study on Employment Support for Single-female Parent. JILPT Research Report No.101.
www.jil.go.jp/english/reports/documents/jilpt-research/no.101.pdf/.

在豪日本人シングルマザーの離婚後の居住地選択 (長友)
—日豪両社会の特質とイデオロギーの狭間で—

Accessed 23 November 2009.

- JAMES, S.
1992 The Good-enough Citizen : Female Citizenship and Independence. In *Beyond Equality and Difference*. G. BOCK and S. JAMES (eds.), pp.43-60. Routledge.
- JONES, K.
1990 Citizenship in a Woman Friendly Polity. *Signs*, 15 (4) : 781-812.
- JUPP, J.
2002 *From White Australia to Woomera : The Story of Australian Immigration*. Cambridge University Press.
- KEARNEY, M.
1995 The Local and the Global : The Anthropology of Globalization and Transnationalism. *Annual Review of Anthropology* 24 : 547-565.
- LEVI-STRAUSS, C.
1966 *The Savage Mind*. Trans. by G. Weidenfeld and Nicolson Ltd. University of Chicago Press.
- LISTER, R.
1997 Citizenship : Towards a Feminist Synthesis. *Feminist Review* 57 : 28-48.
- MANALANSAN, M.
2003 *Global Divas : Filipino Gay Men in the Diaspora*. Duke University Press.
- MASON, J.
1996 *Qualitative Researching*. Sage.
- MIZUKAMI, T.
2006 Leisurely Life in a 'Wide Brown Land' : Japanese Views upon Australia. *Journal of Applied Sociology* 48 : 19-35.
- MURDOLO, A.
1996 Warmth and Unity with All Women? Historicizing Racism in the Australian Women's Movement. *Feminist Review* 52 : 69-71.
- NAGATA, Y. and J. NAGATOMO
2007 *Japanese Queenslanders : A History*. Bookpal for School of Languages and Comparative Cultural Studies.
- NAGATOMO, J.
2008 Globalization, Tourism Development, and Japanese Lifestyle Migration to Australia. In *Development in Asia : Interdisciplinary, Post-neoliberal, and Transnational Perspectives*. D. NAULT (ed.), pp.215-236. Brown Walker Press.
- 2009 Migration as Transnational Leisure : The Japanese in South-East Queensland, Australia. PhD thesis, The University of Queensland.
- PAYNE, G. and M. WILLIAMS
2005 Generalization in Qualitative Research. *Sociology* 39 (2) : 295-314.
- POLAKOW, V.
1993 *Living on the Edge : Single Mothers and Their Children in the Other America*. University of Chicago Press.
- PRATT, G.
2004 *Working Feminism*. Temple University Press.
- PRIES, L.
2001 The Approach of Transnational Social Spaces : Responding to New Configurations of the Social and Spatial. In *New Transnational Social Spaces*. L. PRIES (ed.), pp.3-22. Routledge.
- RIMMERMAN, C.
1997 *The New Citizenship : Unconventional Politics, Activism and Service*. Westview Press.
- SATO, M.
2001 *Farewell to Nippon : Lifestyle Migrants in Australia*. Trans Pacific Press.
- SILVERMAN, D.
1993 *Interpreting Qualitative Data : Methods for Analysing Talk, Text and Interaction*. Sage.
- SIMMS, M.
1994 Women and the Secret Garden of Politics: Preselection, Political Parties and Political Science. In *Australian*

在豪日本人シングルマザーの離婚後の居住地選択 (長友)
—日豪両社会の特質とイデオロギーの狭間で—

- Women : Contemporary Feminist Thought*. N. GRIEVE and A. BURNS (eds.), pp.236-248. Oxford University Press.
- STASIULIS, D. and A. BAKAN
2003 *Negotiating Citizenship : Migrant Women in Canada and the Global System*. Palgrave.
- TSUKUI, R.
- 2007 *The Examination of Leisure Practices and Its Meanings among Middle-aged Japanese Settlers in the Brisbane Areas*. MA thesis. Griffith University.
- WILLIS, K. and B. YEOH (eds.)
2000 *Gender and Migration*. Edward Elgar.
(2011年5月 掲載決定)

訂正とお詫び

長友淳会員の論文について、下記の通り訂正し、お詫びいたします。

1 ページ、12-13 行目

誤：「上位 6 ケ国中 4 ケ国をアジア諸国（香港…）」

正：「上位 6 ケ国中 4 ケ国をアジア諸国および地域（香港…）」